

更新申請を控えている建築士事務所の開設者の方へ

神奈川県指定事務所登録機関

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 登録課

令和元年に更新登録申請を行い、現登録年月日が令和元年10月10日～令和2年3月31日に該当される方のうち、下記の対象地域に事務所所在地を置いている建築士事務所については「令和元年台風第19号における被害者の有する許可等の有効期間の延長について(国土交通省告示第720号)」の特例措置が適応され、登録年月日が「令和2年4月1日」に変更されています。

なお、特例措置については神奈川県建築安全課より通知が送付されましたが、変更後の「登録通知書」は再交付されておられません。

令和元年台風第19号における被害者の有する許可等の有効期間の延長について

(国土交通省 告示第720号 令和元年10月18日)

https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000651.html

対象地域

川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、高座郡寒川町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、足柄下郡湯河原町、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村

特例措置後の登録年月日及び登録満了日

令和2年4月1日～令和7年3月31日

更新登録においては5年の登録期間ごとに「年」のみ更新され、「月日」については引継となりますが、特例措置に該当された方は「月日」も含めて登録年月日に変更となっております。更新申請の時期にご留意いただければと存じます。

なお、更新時期のご案内については「【重要】建築士事務所登録(更新)について」というハガキを登録事務所所在地あてに送付しておりますので、目安としていただければと存じます。

また、登録年月日について確認をされたい場合は、登録課(TEL045-228-0755)にお問い合わせください。